

下倉田町内会 会則

第1章 総 則

第1条（名称・事務所）

本会は、下倉田町内会と称し、事務所を下倉田町内会館（戸塚区下倉田町 540 番地）に置く。

第2条（区域）

本会の区域は、他の自治会の区域を除く下倉田町全域とする。

第3条（目的）

本会は、健全なる民主的精神にもとづき、その区域内の親睦を図り、町内の美化・防犯・防火・環境衛生の普及促進や地域課題の解決等に取り組むことにより、文化的な住み良い町づくりの実現を目的とする。

第2章 組 織

第4条（会の構成）

- 1 本会は会員をもって構成する
- 2 本会は区域内に居住する世帯（者）は、すべて会員となることができる。

第5条（会員の権利と義務）

- 1 会員は全て平等の権利と義務を有し、等しく会の諸事業の正常な運営に協力する責任を負い、それによる利益を受けることができる。また、会員は会が議決した事項を尊重し、かつこれに従わなければならない。
- 2 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第6条（組織）

本会は、目的を達成するため次の組織を置き、主な業務は以下のとおりとする。

- 1 総務部
各行政機関および町内外各部などとの連絡調整ならびに町内会施設の管理。
- 2 庶務部
諸会議の資料準備、司会ならびに運営議事録の作成。
- 3 防犯防災部
地域防災への対応、防犯防災の推進ならびに啓蒙。
- 4 環境衛生部
環境衛生の普及、ごみ処理などへの対応および美化運動の推進。
- 5 広報文化部
広報誌、その他広報関係資料の企画・編集・配布、ならびに文化活動の推進

6 事務局

総務部のもとに事務局を設置する。

事務局は、各部の支援とともに、健康増進活動、レクリエーション行事をはじめとする町内会業務の企画・プロジェクト化推進を行う。

第3章 役員

第7条（役員）

本会には、次の役員を置く

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名以上3名以内 |
| 3 | 会計 | 1名以上2名以内 |
| 4 | 監事 | 2名 |
| 5 | 部長 | 部の数 |
| 6 | 事務局 | 3名以上10名以内（事務局長1名を含む） |
| 7 | 班長 | 班の数 |
| 8 | 組長 | 組の数 |

ただし会長が必要と認めた場合には、会計補佐および部長の補佐を行う副部長を置くことが出来る。

また、上記に示される役員で、会長以下班長までを理事と称する。

第8条（役員を選出）

本会の役員選出は次のとおり行う。

- 1 会長、副会長、会計（以下三役という）及び監事の選出に当たっては、理事会にて推薦を行い、総会にて決定する。
- 2 部長、および事務局の選出は三役において推薦決定する。
- 3 班長は組長の推薦または、会長の推薦により決定する。
- 4 組長は組ごとに選出する。

第9条（任期）

理事の任期は2年とする。組長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

会長に関しては再任による連続の任期は最長3期までとする。

なお、役員に欠員が生じた場合は、第8条により速やかに後任を選出する。その際の任期は前任者の残任期間とする。

第10条（顧問・相談役）

本会の諮問機関として顧問および相談役を置くことができる。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第11条（任務）

- 1 会長は本会を代表し会務を総括・処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長の任務遂行に支障がある時は、その任務を代行する。
- 3 会計および会計補佐は収支業務を処理し、総会にて前年度の決算ならびに新年度予算の報告

を行う。

- 4 監事は会計経理及び資産の管理にあたる。
- 5 部長・副部長および事務局は、担当業務を執行し、会の運営にあたる。
- 6 顧問・相談役は会務を円滑に運営するために、会運営の相談にあたる。
- 7 班長はその班を代表し、各組長との連絡を密にし、会の運営業務にあたる。
- 8 組長はその組を代表し、班長・組内との連絡を密にし、会の運営業務、会費の徴収納入業務にあたる。
- 9 役員は任期が満了した後も後任者が就任するまでの間は、引き続きその任務を担うように努める。

第4章 会 議

第12条（会議の種類）

会の機関として次の会を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 定例役員会

第13条（総会）

総会は会の最高議決機関で会長が召集し、役員によって構成する。総会は毎年4月に開催し、役員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数を持って決定する。

また、次の各号の一に該当する場合は臨時総会を開催する。

- 1 会長が必要と認めたとき。
- 2 会員の3分の1以上から請求があったとき。
- 3 監事より不正報告に関する請求があったとき。

第14条（総会議決事項）

- 1 前年度の事業報告
- 2 前年度の収支決算報告
- 3 新年度の事業計画
- 4 新年度予算
- 5 会則の改正
- 6 役員改選
- 7 その他の重要審議事項

第15条（理事会）

理事会は会長が召集し理事によって構成する。会合は毎月開催し、臨時理事会は必要によりそのつど会長が召集し開催する。

第16条（理事会議決事項）

- 1 総会への付議事項に関する事。
- 2 役員会への付議事項に関する事。
- 3 三役および監事の推薦に関する事
- 4 総会の議決した事項、その他会務の執行に関する事。

5 細則の改正

第 17 条（定例役員会）

定例役員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長が召集し役員によって構成する。決議は出席者の過半数により決定する。また、必要に応じて臨時に開催することができる

第 18 条（定例役員会議決事項）

1 本会則に規定のない事項で審議の必要が生じたもの。

第 5 章 会 計

第 19 条（会の経費）

本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充当する。

第 20 条（会費）

会費の額は理事会にて立案し総会で承認を得て決定する。

第 21 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 そ の 他

第 22 条（細則の制定）

- 1 会の運営に関する細則は別に定める。
- 2 細則の制定、改廃は理事会の決議によるものとする。

第 23 条（会則の制定）

この会則は、総会において会員または役員の過半数の賛同を得て、変更することができる。

附 則

この会則の改正は昭和 63 年 4 月より施行する。

この会則の改正は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

この会則の改正は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

この会則の改正は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この会則の改正は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。